

議 事 録

会 議 名	平成25年 第8回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成25年8月21日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 議会第1会議室会議室		
出席委員	<p>会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 5番 藤井 彰 7番 木村長茂 合計8名</p>		
欠席委員	4番 石黒 明		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹 主査：中野秀 主任主事：原田智香		
議 事	<p>日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地造成承認願について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権設定の申し出について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成25年第8回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、4番石黒委員1名です。 出席委員は8名中7名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、5番藤井委員と6番の脇委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号33号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号33号を朗読) 当該地は、位置図にあるとおり田端と一之宮9丁目の農用地区域にある、田端は現況田、一之宮9丁目は現況畑の農地です。当案件は夫婦間の贈与で、譲受人である妻は、譲渡人である夫の農地を夫婦で耕作しております。譲受人は50年間農業に常時従事しており、世帯ではトラクター、田植機等大型農機具を所有し、水稻、露地野菜を栽培し、効率的に耕作しております。自宅から申請地までの通作距離は約1km以内で、また、当該申請地を含め、世帯が耕作する農地の面積は、寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、また、今回の権利の移転による周辺農地への影響はないと思われます。よって農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件を満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3 番：8月15日に現地を確認しました。稲の「さとじまん」が栽培されていきました。2人で耕作され、高齢ではありますがよくやられており、問題ないと思います。</p> <p>2 番：畑もきれいに耕作されていきました。支障はないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p>		

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員挙手ですので、議案番号33号は原案のとおり許可書を発行することに決定いたします。次に日程2、議案番号34号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号34号を朗読)
当該地は、位置図にありますとおり小動の市街化調整区域にある遊休農地です。造成を行い、盛り土をし、耕作をするということです。4月の定例会議で西側の467番の造成の申請が承認され、5月20日付けで完了届が出されています。今回も施工は所有者が行うということです。

会 長：続いて、地区担当委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：15日に現地確認しました。472番側が低く、北側の町道が一番低いので前回造成した467番1と同じ高さにするのだと思います。埋め立てについては支障はないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員挙手ですので、議案番号34号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号35号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号35号を朗読)
借り手は神奈川県認定農業者として認定されている方で、寒川町に新規就農者として就農予定です。新規就農者営農計画面談会が7月12日に実施され、営農計画は認められています。担当地区の委員は本日欠席ですが、現地は確認しており、問題ないと思われま。

会 長：私は面談会に出席し、質疑などした。現地は畑できれいにされていました。

3 番：住所が遠いが通いでやっているのか。

事務局：近々寒川への転入を考えているとのこと。

会 長：ではこれより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

2 番：耕作面積と利用権設定の面積が同じだが。

事務局：新規就農者のため同じ面積になっています。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号35号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので議案番号35号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付することに決定いたします。次に日程4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届け出について、報告番号75号から78号の4件、日程5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届け出について、報告番号79号から89号の11件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号75～89号を朗読)
いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

	<p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届け出の報告事項については了承されたこととします。最後にその他審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成25年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成25年第8回定例総会議案及び位置図

議事録署名人（5番） 藤井 彰 議事録署名人（6番） 脇 文亮

本議事録は、平成25年9月25日、承認・署名を得て確定しました。